

外国で発行された新型コロナウイルス・ワクチン接種証明書（アプリ「PeduliLindungi」
上での表示：日本大使館の認証開始）

令和3年10月8日（総21第174号）
在デンパサール日本国総領事館

※在インドネシア日本国大使館より、以下が発出されましたのでお知らせします。本件に関するお問い合わせは、在インドネシア日本国大使館へお願いします。

- 9月14日、インドネシア保健省は、インドネシア国外で発行された新型コロナウイルス・ワクチン接種証明書をアプリ「PeduliLindungi」上で表示するための認証申請ウェブサイトを立ち上げたと発表しました。
- 今般のインドネシア政府からの説明と協力要請を受け、当館においては、インドネシアに在住する在留邦人の方が外国で取得したワクチン接種証明書の認証手続きを開始します。
- 日本国籍を有さない方は、当館の認証の対象外です。また、既にインドネシアで接種証明書を取得していてアプリ「PeduliLindungi」に表示されている方は、認証申請ができないとされています。

1. 9月14日、インドネシア保健省は、インドネシア国外で発行された新型コロナウイルス・ワクチン接種証明書をアプリ「PeduliLindungi」上で表示するための認証申請ウェブサイトを設置したと発表しました。これまで、アプリ「PeduliLindungi」では外国で発行されたワクチン接種証明書を登録できなかったため、当館からインドネシア政府に対して運用の改善を申し入れていました。9月15日付け日本大使館お知らせ（https://www.id.emb-japan.go.jp/oshirase21_179.html）を参照してください。

2. 今般、インドネシア外務省及び保健省から、当地の各国大使館に対して、自国民が外国で取得したワクチン接種証明書がアプリ「PeduliLindungi」で認識されるようにするため、自国民の申請について認証手続きを行うよう、説明がありました。これを受けて、当館では認証手続きを開始します。

（1）認証の対象となるのは、日本国籍保持者で、必要回数（通常は2回）のワクチン接種を完了しており、必要情報を入力しパスポート及び2回のワクチン接種証明書の写し（画像、PDF等）を専用ウェブサイト（<https://vaksinln.dto.kemkes.go.id>）で登録済みの方です。日本国籍を持たない方は、自国の大使館が認証するとされています。インドネシア人の方は、インドネシア政府の認証を受けることとされています。

（2）当館の認証手続きが完了すると、登録したメールアドレス宛てに、インドネシア保健省(Kementerian Kesehatan RI)から認証済みのメール通知が届き、アプリ「PeduliLindungi」に外国でワクチン接種を完了していることが表示されるようになりますとのことです。

（3）パスポートやワクチン接種証明書の写しの添付がない場合、エラーが生じている場合、パスポートの個人情報とデータ入力された情報が異なる場合（名前、パスポート番号）等、申請内容が確認できない場合や、1回分の接種証明情報しか申請されていない場合は、却下（REJECTED）の通知メールが届くとのことです。必要情報を整えて、再度申請してください。

（4）インドネシアと日本等外国で合計2回の接種を完了した方は、それぞれの接種証明書

の写しを添付して申請できます。ただし、既にインドネシアで接種証明書を取得していてアプリ「PeduliLindungi」に表示されている方は、認証申請ができないとされています。

3. 認証申請方法は、インドネシア保健省作成のマニュアル（ https://www.id.emb-japan.go.jp/vni_verifikation_manual.pdf ）を参照してください。登録の際は、個人情報の入力に誤りがないように充分注意してください。ワクチン接種証明書は、2回分入力する必要があります。また、認証後のアプリの使用についても、同マニュアルを参照してください。

4. 認証が速やかに行えるよう鋭意努めますが、認証完了までには1週間程度要することにつき、予め御了承ください。

5. 認証システムやアプリ「PeduliLindungi」に関するお問合せは、インドネシア保健省のメール窓口（ vni@dto.kemkes.go.id ）にお問い合わせください。（お問合せの際は、日本大使館から紹介されたと記載してください。）